

# 第3期特定健康診査等実施計画

平成30年4月

日本郵政共済組合

## 目 次

第1章	背景及び趣旨 .....	2
第2章	当共済組合の現状 .....	2
1	特定健康診査等の対象者、医療給付費の状況	
2	第2期データヘルス計画で実施する保健事業及び特定健康診査等の達成目標	
第3章	特定健康診査等の実施方法に関する基本的事項 .....	7
1	特定健康診査の実施方法	
2	特定保健指導の実施方法	
3	代行機関の利用	
4	周知・案内方法	
5	事業主健診等データの受領方法	
6	毎年度の年間スケジュール	
第4章	個人情報の保護 .....	10
1	個人情報の保護	
2	記録の保存方法等	
3	外部委託	
第5章	特定健康診査等実施計画の公表・周知 .....	11
第6章	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し .....	12
様式1	.....	13
様式2	.....	13

## 第1章 背景及び趣旨

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める糖尿病、虚血性心疾患、脳血管疾患、がん等の生活習慣病の割合が増加し、死亡原因の6割、国民医療費の約3分の1を占めるに至っています。

国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受診率が徐々に増加し、75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇しています。不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣が糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、通院や投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに虚血性心疾患や脳血管疾患の発症に至る、という経過をたどるといことになります。

生活習慣の改善により、糖尿病等の生活習慣病を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、その結果、国民の生活の質の維持・向上を図りながら、医療費の伸びを抑制することが期待されます。まさに、生活習慣病対策は、我が国全体にとって、また、医療保険者にとっても喫緊の課題となっています。

特定健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、内臓脂肪症型肥満に着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行なう検査です。特定保健指導と併せて、当共済組合の第2期データヘルス計画においても中核となる保健事業として位置付けています。

この第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画（第3期特定健診等実施計画）は、国が定める「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第3版）（2018年3月）厚生労働省保険局」にのっとり、第1期計画（平成20～24年度）、第2期計画（平成25～29年度）の経過・実績及び反省点を踏まえ、生活習慣病の発症予防・重症化予防に注力することとし、平成30～35年度（6年間）の当共済組合の目標・基本的な取り組み内容を定めたものです。

## 第2章 当共済組合の現状

### 1 特定健康診査等の対象者、医療給付費の状況

当共済組合は、国家公務員共済組合であり、組合員は日本郵政、日本郵便（郵便事業と郵便局）、ゆうちょ銀行、かんぽ生命、その他の各事業所に所属しています。平成29年3月末時点で、組合員238,768人、被扶養者245,190人、総加入者数483,958人です。

なお、平成30～35年度の特定健康診査及び特定保健指導対象者数について、現時点の30歳代の人数は比較的少ないが、今後、50歳代以上的人数は増えると想定していることから、平成28年度の特定健康診査対象者数（230,185人）、特定保健指導対象者数（41,425人）より増加することが想定されます。

## (1) 各社別の組合員・被扶養者数（平成 29 年 3 月末）

		全体	日本郵政 株式会社	日本郵便 株式会社	ゆうちょ銀行	かんぽ生命保険	その他
全 体	<b>総数</b>	<b>483,958</b>	<b>5,904</b>	<b>438,155</b>	<b>25,734</b>	<b>13,451</b>	<b>630</b>
	0 - 4	22,629	207	20,886	907	607	18
	5 - 9	33,543	327	31,011	1,445	712	40
	10 - 14	37,988	415	34,786	1,923	805	55
	15 - 19	41,589	481	38,041	2,116	877	70
	20 - 24	32,040	401	28,465	2,010	1,123	39
	25 - 29	20,585	277	16,902	1,828	1,563	9
	30 - 34	28,235	358	24,815	1,416	1,612	26
	35 - 39	37,164	442	34,464	1,340	867	35
	40 - 44	67,121	788	61,383	3,456	1,394	90
	45 - 49	55,991	750	50,254	3,569	1,334	78
	50 - 54	46,540	606	41,907	2,705	1,213	105
	55 - 59	36,431	511	33,060	1,938	874	44
	60 - 64	16,781	241	15,414	785	324	13
65 - 69	4,612	64	4,279	167	95	5	
70 - 74	2,709	36	2,488	129	51	3	
組 合 員	<b>総数</b>	<b>238,768</b>	<b>3,178</b>	<b>213,536</b>	<b>13,898</b>	<b>7,825</b>	<b>285</b>
	0 - 4	0	0	0	0	0	0
	5 - 9	0	0	0	0	0	0
	10 - 14	0	0	0	0	0	0
	15 - 19	1,842	1	1,841	0	0	0
	20 - 24	8,545	82	7,285	704	474	0
	25 - 29	15,569	209	12,314	1,598	1,441	1
	30 - 34	21,948	305	18,957	1,205	1,455	20
	35 - 39	26,790	347	24,800	953	655	23
	40 - 44	49,990	600	45,635	2,646	1,032	71
	45 - 49	40,869	586	36,516	2,712	1,000	51
	50 - 54	33,099	448	29,644	2,052	875	76
	55 - 59	26,137	373	23,727	1,383	619	33
	60 - 64	11,988	193	10,981	571	233	8
65 - 69	1,987	34	1,835	73	41	2	
70 - 74	4	0	1	1	0	0	

		全体	日本郵政株式会社	日本郵便株式会社	ゆうちょ銀行	かんぽ生命保険	その他
被扶養者	総数	245,190	2,726	224,619	11,836	5,626	345
	0 - 4	22,629	207	20,886	907	607	18
	5 - 9	33,543	327	31,011	1,445	712	40
	10 - 14	37,988	415	34,786	1,923	805	55
	15 - 19	39,747	480	36,200	2,116	877	70
	20 - 24	23,495	319	21,180	1,306	649	39
	25 - 29	5,016	68	4,588	230	122	8
	30 - 34	6,287	53	5,858	211	157	6
	35 - 39	10,374	95	9,664	387	212	12
	40 - 44	17,131	188	15,748	810	362	19
	45 - 49	15,122	164	13,738	857	334	27
	50 - 54	13,441	158	12,263	653	338	29
	55 - 59	10,294	138	9,333	555	255	11
	60 - 64	4,793	48	4,433	214	91	5
65 - 69	2,625	30	2,444	94	54	3	
70 - 74	2,705	36	2,487	128	51	3	

(2) 生活習慣病重症化疾患の発症者数

脳血管疾患 (新規発症者)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
組合員	男性	1,352 (465)	1,354 (490)	1,297 (458)	1,278 (417)	1,294 (433)
	女性	128 (56)	134 (57)	131 (49)	145 (60)	149 (60)
	計	1,480 (521)	1,488 (547)	1,428 (507)	1,423 (477)	1,443 (493)
被扶養者	男性	211 (56)	203 (50)	187 (34)	161 (29)	150 (35)
	女性	795 (256)	779 (251)	757 (238)	736 (226)	627 (174)
	計	1,006 (312)	982 (301)	944 (272)	897 (255)	777 (209)
合計	男性	1,563 (521)	1,557 (540)	1,484 (492)	1,439 (446)	1,444 (468)
	女性	923 (312)	913 (308)	888 (287)	881 (286)	776 (234)
	計	2,486 (833)	2,470 (848)	2,372 (779)	2,320 (732)	2,220 (702)

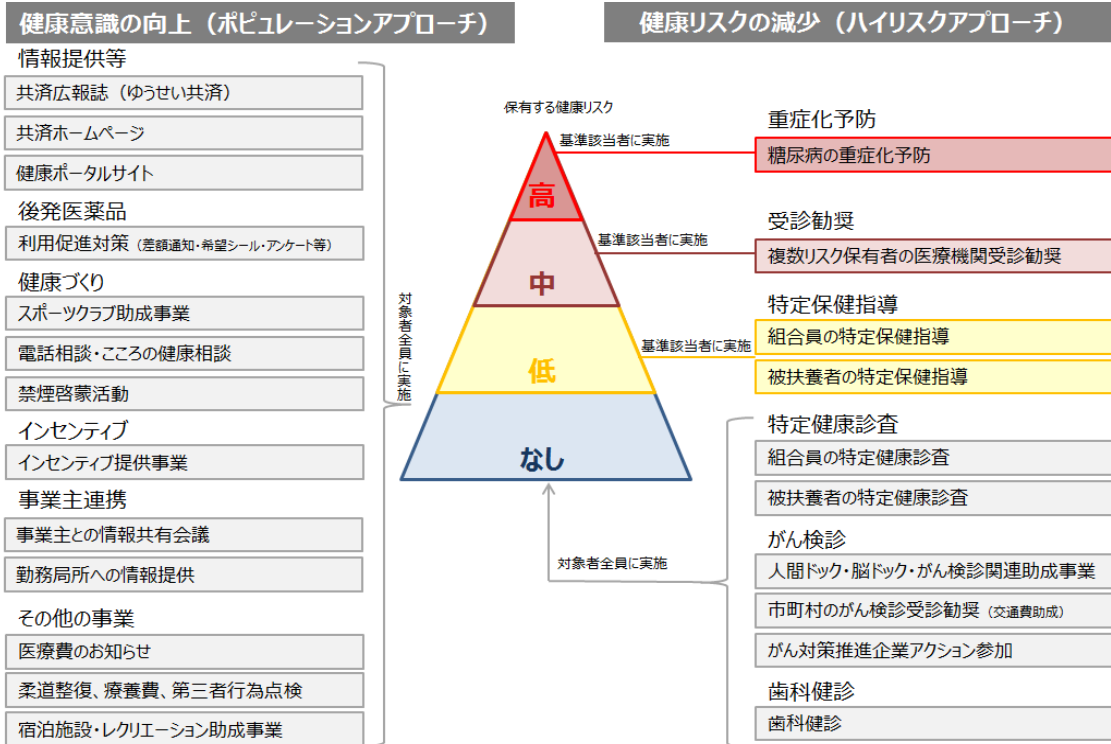
虚血性心疾患 (新規発症者)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
組合員	男性	3,843 (1,304)	3,799 (1,280)	3,698 (1,192)	3,825 (1,288)	3,775 (1,248)
	女性	308 (163)	309 (146)	325 (160)	348 (168)	362 (174)
	計	<b>4,151 (1,467)</b>	<b>4,108 (1,426)</b>	<b>4,023 (1,352)</b>	<b>4,173 (1,456)</b>	<b>4,137 (1,422)</b>
被扶養者	男性	263 (82)	256 (85)	250 (79)	238 (88)	210 (65)
	女性	1,901 (618)	1,793 (574)	1,688 (534)	1,618 (536)	1,555 (540)
	計	<b>2,164 (700)</b>	<b>2,049 (659)</b>	<b>1,938 (613)</b>	<b>1,856 (624)</b>	<b>1,765 (605)</b>
合計	男性	4,106 (1,386)	4,055 (1,365)	3,948 (1,271)	4,063 (1,376)	3,985 (1,313)
	女性	2,209 (781)	2,102 (720)	2,013 (694)	1,966 (704)	1,917 (714)
	計	<b>6,315 (2,167)</b>	<b>6,157 (2,085)</b>	<b>5,961 (1,965)</b>	<b>6,029 (2,080)</b>	<b>5,902 (2,027)</b>

人工透析導入者 (新規導入者)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
組合員	男性	195 (22)	191 (24)	196 (24)	203 (25)	204 (31)
	女性	9 (0)	7 (0)	8 (0)	10 (1)	15 (3)
	計	<b>204 (22)</b>	<b>198 (24)</b>	<b>204 (24)</b>	<b>213 (26)</b>	<b>219 (34)</b>
被扶養者	男性	33 (3)	30 (2)	33 (3)	38 (3)	35 (3)
	女性	114 (9)	112 (15)	112 (11)	96 (7)	96 (10)
	計	<b>147 (12)</b>	<b>142 (17)</b>	<b>145 (14)</b>	<b>134 (10)</b>	<b>131 (13)</b>
合計	男性	228 (25)	221 (26)	229 (27)	241 (28)	239 (34)
	女性	123 (9)	119 (15)	120 (11)	106 (8)	111 (13)
	計	<b>351 (34)</b>	<b>340 (41)</b>	<b>349 (38)</b>	<b>347 (36)</b>	<b>350 (47)</b>

## 2 第2期データヘルス計画で実施する保健事業及び特定健康診査等の達成目標

### (1) 第2期データヘルス計画で実施する保健事業

第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画については、第2期データヘルス計画と密接に関連することから、その目標達成に向けて、両計画が一体となった事業の展開・評価・改善のPDCAサイクルにより目標達成を目指します。



### (2) 特定健康診査等の達成目標

特定健康診査については、国の目標達成（平成35年度時点での受診率90%以上）に向け、被扶養者の特定健康診査受診率向上対策を重点実施する。

特定健康診査受診率 (注1)		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
全体	受診率	81.0%	82.8%	85.4%	88.0%	89.5%	90.0%
	実施者(人)	182,340	191,988	204,032	216,501	226,427	234,000
	対象者(人)	225,000	232,000	239,000	246,000	253,000	260,000
組合員	受診率	96.0%	96.2%	96.4%	96.6%	96.8%	97.0%
	実施者(人)	152,640	158,922	165,230	171,562	177,918	184,300
	対象者(人)	159,000	165,200	171,400	177,600	183,800	190,000
被扶養者	受診率	45.0%	49.5%	57.4%	65.7%	70.1%	71.0%
	実施者(人)	29,700	33,066	38,802	44,939	48,509	49,700
	対象者(人)	66,000	66,800	67,600	68,400	69,200	70,000

(注1) 組合員、被扶養者のうち40～74歳の対象者に対する実施率

対象者及び実施者数は、想定値

特定保健指導については、国の目標達成（平成 35 年度時点での受診率 45%以上）に向け、被扶養者の特定保健指導実施率向上対策を重点実施する。

特定保健指導実施率 (注 2)		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
全体	受診率	45.0%	45.4%	46.7%	46.8%	46.9%	47.0%
	実施者(人)	18,904	20,426	21,959	23,410	24,378	25,402
	対象者(人)	42,000	45,000	47,000	50,000	52,000	54,000
援動 機 付 け 支	受診率	53.2%	54.0%	54.1%	54.2%	54.2%	54.3%
	実施者(人)	6,703	7,290	10,171	10,840	11,274	11,729
	対象者(人)	12,600	13,500	18,800	20,000	20,800	21,600
積 極 的 支 援	受診率	41.5%	41.7%	41.8%	41.9%	42.0%	42.2%
	実施者(人)	12,201	13,136	11,788	12,570	13,104	13,673
	対象者(人)	29,400	31,500	28,200	30,000	31,200	32,400

(注 2) 特定健康診査を行った結果の階層化により、特定保健指導の対象者とされた者に対する実施率  
対象者及び実施者数は、想定値

### 第 3 章 特定健康診査等の実施方法等に関する基本的事項

#### 1 特定健康診査の実施方法等

##### (1) 実施方法

##### ア 組合員

事業主である郵政グループ各社が、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に基づき、毎年度実施する定期健康診断を実施し、日本郵政スタッフ株式会社にその実施を委託しています。

当共済組合は、日本郵政スタッフ株式会社と委託契約を締結し、健診データを同社を通じて事業主から受領し、特定健康診査の実施に代えます。

##### イ 被扶養者・任意継続組合員

##### (ア) 集合契約による実施

公益社団法人日本人間ドック学会等全国規模の医療機関グループとの契約(集合契約 A)及び一般社団法人共済組合連盟を通じて国保ベースの実施機関との契約(集合契約 B)を締結し、特定健康診査を実施します。



(イ) 市町村の集団健診での受診券利用の拡大

現在、市町村の集団健診で当共済組合の受診券の利用を調整できていない市区町村について、各都道府県の保険者協議会等を通じて、受診券の利用範囲の拡大を推進します。

(ウ) 人間ドックでの受診券併用の拡大

人間ドックで当共済組合の受診券を併用できる実施機関の拡大を推進します。

(2) 実施項目

平成 19 年厚生労働省令第 157 号(平成 30 年 4 月 1 日改正)に定める「基本的な健診の項目」とします。

平成 30 年 4 月厚生労働省健康局発行「標準的な検診・保健指導プログラム(平成 30 年度版)」第 2 編第 2 章に基づき実施します。

(3) 特定健診費

自己負担なし

(4) 実施時期又は期間

組合員は事業主健診によるものとし、被扶養者及び任意継続組合員については、年間を通じ、4 月から 3 月末までに実施します。

## 2 特定保健指導の実施方法等

(1) 実施方法

ア 組合員

日本郵政スタッフ株式会社へ委託して実施します。

イ 被扶養者・任意継続組合員

(ア) 集合契約による実施

公益社団法人日本人間ドック学会等全国規模の医療機関グループとの契約(集合契約 A)及び一般社団法人共済組合連盟を通じて国保ベースの実施機関との契約(集合契約 B)を締結し、実施します。

(イ) 個別訪問型の特定保健指導

外部業者と委託契約を締結し、個別訪問型の特定保健指導の実施を委託します。

(2) 実施項目

平成 30 年 4 月厚生労働省健康局発行「標準的な健診・保健指導プログラム(平成 30 年度版)」第 3 編第 3 章に基づき実施します。

(3) 特定保健指導料

自己負担なし

(4) 実施時期又は期間

特定健康診査の結果を受け、年間を通じ、実施します。

### 3 代行機関の利用

決済及び健診・保健指導データを取りまとめる代行機関を利用することとし、社会保険診療報酬支払基金と契約します。

### 4 周知・案内方法

#### (1) 特定健康診査の受診券の送付

被扶養者等の特定健康診査対象者へ特定健康診査受診券(以下「受診券」といいます。)を送付します。

受診券には、健診機関において受診資格の有無、対象者へ実施すべき健診内容及び受診者の窓口負担額が無いことを確認できるよう、券面に必要な情報を印字します。

また、受診券は、毎年度6月上旬及び7月上旬に送付予定(6月以前に特定健康診査を受診する者は、請求に応じて随時、受診券を送付)としますが、その有効期限は毎年度3月末とします。

なお、受診券の様式は様式1のとおりとします。

#### (2) 特定保健指導の利用券の送付

被扶養者等の特定保健指導対象者へ特定保健指導利用券(以下「利用券」といいます。)を送付します。

利用券には、保健指導機関において、利用資格の有無、対象者へ実施すべき保健指導の内容及び対象者の窓口負担額が無いことを確認できるよう、券面に必要な情報を印字するものとします。

また、利用券は随時発行しますが、その有効期限は発券の日から年度末までとします。

なお、利用券の様式は様式2のとおりとします。

#### (3) 周知方法

上記(1)及び(2)のほか、当共済組合の広報誌やホームページに掲載します。

### 5 事業主健診等データの受領方法

提供される事業主等から健診データ等は、電子記録媒体等(電子記録媒体等での提供が困難な場合は紙媒体)で随時受領して、当共済組合で保管します。

## 6 年間スケジュール

	組合員		被扶養者・任意継続組合員			
	特定健康診査	特定保健指導	特定健康診査	特定保健指導		
4月	定期健康診査		受診券の発送	実施		
5						
6						
7						
8						
9						
10		実施			利用券の発送	実施
11						
12						
1						
2						
3						

## 第4章 個人情報の保護

### 1 個人情報の保護

#### (1) 基本方針

当共済組合が定める情報セキュリティ基本方針、及び個人情報保護管理規定、システム等運用管理規定を遵守します。

#### (2) 個人情報保護に関する関係規程

- ア 個人情報保護に関する基本方針（平成19年10月1日制定）
- イ 日本郵政共済組合個人情報保護規程（平成19年10月1日制定）
- ウ 日本郵政共済組合個人情報保護手続（平成19年10月1日制定）
- エ 個人情報保護マニュアル（平成25年3月21日制定）
- オ 情報セキュリティ宣言（平成19年10月1日制定）
- カ 日本郵政共済組合情報セキュリティ基本方針（平成19年10月1日制定）
- キ 日本郵政共済組合情報セキュリティ規程（平成19年10月1日制定）
- ク 日本郵政共済組合情報セキュリティ手続（平成19年10月1日制定）
- ケ 情報セキュリティマニュアル（平成19年10月1日制定）

## 2 記録の保存方法等

### (1) 記録の保存方法

特定健康診査・特定保健指導の記録については、健康保険組合連合会の「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム」に保存しています。同システムは、VPN回線で運用されており、インターネット環境から遮断し、インターネットに接続する通信ネットワーク内のPCを使用した業務処理は、禁止しています。

### (2) 記録の取扱い

特定健康診査・特定保健指導の記録の利用者は、当共済組合職員に限るとともに、業務により知り得た情報を外部に漏らしてはならないこととされています。

### (3) 保存年限（保存期間）

特定健康診査等の記録の保存期間は、記録の作成の日の属する年度の翌年度から5年間とします。

### (4) 保存年限経過後の取扱い

特定健康診査等の記録は、保存年限終了後は消去・廃棄し、医療保険者保管分のデータファイル（又は紙データ）も消去・廃棄します。

### (5) 保存体制

特定健康診査等の記録を収録している電子記録媒体は、カード式入退室システムが設置されている共済センター事務室において保管します。

データ管理責任者については、日本郵政共済組合において個人情報保護規程を定め、個人情報保護統括責任者（本部長）、個人情報保護・情報セキュリティ責任者（共済センター長）、個人情報保護・情報セキュリティ管理者（グループリーダー）等とします。

## 3 外部委託

特定健康診査・特定保健指導を外部委託する場合は、法令、関連ガイダンスを遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと、当共済組合の事業目的以外に利用しないこと、当共済組合と直接の契約関係が伴わない再委託を行わないこと、記録利用の範囲・利用者等を契約書で明記するとともに、委託先について定期的に監査を行なうこととしています。

## 第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画については、当共済組合のホームページに掲載するほか、必要に応じて各事業所の共済担当者にその内容を説明することによって、組合員及び被扶養者への周知等に関して事業所の協力を得ることとします。

また、被扶養者については、受診案内の際に、分かりやすいリーフレットを同封するなど、特定健康診査・特定保健指導の理解及び受診の促進を図ります。

## 第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画については、第2期データヘルス計画のPDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルに併せて、毎年、国への実績報告（11月）を基に実績評価並びに効果測定を行い、必要に応じて事業主と連携し、次年度に向けての改善事項等の検討を行います。

また、平成32年度において、対象者数の推移及びそれぞれの実施や取組状況を勘案し、必要に応じて実施計画の見直しを行います。

### <参考> 第2期特定健康診査等の実績

特定健康診査受診率 （注1）		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全体	受診率	70.3%	72.1%	72.7%	74.5%
	実施者（人）	151,587	158,922	162,052	165,867
	対象者（人）	215,547	220,524	222,821	222,647

（注1） 組合員、被扶養者のうち40～74歳の対象者に対する実施率

特定保健指導実施率 （注2）		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全体	受診率	28.2%	25.8%	24.3%	44.6%
	実施者（人）	9,862	9,709	9,357	18,463
	対象者（人）	34,927	37,616	38,534	41,425

（注2） 特定健康診査を行った結果の階層化により、特定保健指導の対象者とされた者に対する実施率

様式1 特定健康診査受診券

特定健康診査受診券(セット券)	注意事項								
20××年×月×日交付									
<b>受診券整理番号</b> <b>受診者の氏名</b> (カタカナ表記) <b>性別</b> <b>生年月日</b> (和暦表記) <b>有効期限</b> 20××年3月31日 <b>健診内容</b> ・特定健康診査 ・その他(当日保健指導)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を自署してください。 (特定健康診査受診結果等の送付に用います。)</li> <li>2. 特定健康診査を受診するときには、この券と組合員証又は被扶養者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。</li> <li>3. 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。</li> <li>4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。</li> <li>5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。</li> <li>6. 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。</li> <li>7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。</li> <li>8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出し訂正を受けてください。  特定健康診査の結果、特定保健指導の対象となった場合であって、この券を用いて健診当日に特定保健指導を利用するときは、以下をご注意ください。</li> <li>9. 医療機関に受療中の場合、主治医に特定保健指導を受けてもよいかどうかを確認してください。</li> <li>10. 特定保健指導の実施結果は保険者において保存し、必要に応じ、次年度以降の保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。</li> </ol>								
見本									
<b>窓口での自己負担</b> 特定健診(基本部分) <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 50px;">負担額又は負担率</td><td style="width: 100px;"></td></tr></table> 特定健診(詳細部分) <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 50px;">負担額又は負担率</td><td style="width: 100px;"></td></tr></table> その他(当日保健指導) <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 50px;">負担額又は負担率</td><td style="width: 100px;"></td></tr></table>		負担額又は負担率		負担額又は負担率		負担額又は負担率			
負担額又は負担率									
負担額又は負担率									
負担額又は負担率									
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1									
保険者電話番号 0120-97-8484 保険者番号・名称 日本郵政共済組合									
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">3</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">8</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr></table>		3	1	1	1	0	2	8	1
3		1	1	1	0	2	8	1	
契約とりまとめ機関名 共済組合連盟 集合A、A 集合B、B 支払代行機関番号 94899010 支払代行機関名 支払基金									
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 30px; height: 30px;">印</td></tr></table>	印								
印									
〒 - _____ _____ 住所									

様式2 特定保健指導利用券

特定保健指導利用券	注意事項								
20XX年X月X日交付									
<b>利用券整理番号</b> <b>特定健康診査受診券整理番号</b> <b>受診者の氏名</b> (カタカナ表記) <b>性別</b> <b>生年月日</b> (和暦表記) <b>有効期限</b> 20XX年 3月31日 <b>特定保健指導区分</b> 積極的支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定保健指導を利用するときには、この券と組合員証又は被扶養者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは利用できません。</li> <li>2. 医療機関に受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けてもよいかどうかを確認してください。</li> <li>3. 特定保健指導はこの券に記載してある有効期限内に利用してください。</li> <li>4. 特定保健指導の実施結果は保険者において保存し、必要に応じ、次年度以降の保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。</li> <li>5. 保健指導結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。</li> <li>6. 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。</li> <li>7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。</li> <li>8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出し訂正を受けてください。</li> </ol>								
見本									
<b>窓口での自己負担</b> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 50px;">負担額又は負担率</td><td style="width: 100px;"></td></tr><tr><td style="width: 50px;">保険者負担上限額</td><td style="width: 100px;"></td></tr></table>		負担額又は負担率		保険者負担上限額					
負担額又は負担率									
保険者負担上限額									
〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1									
保険者電話番号 0120-97-8484 保険者番号・名称 日本郵政共済組合									
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">3</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">8</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr></table>		3	1	1	1	0	2	8	1
3		1	1	1	0	2	8	1	
契約とりまとめ機関名 共済組合連盟集合A、集合B 支払代行機関番号 94899010 支払代行機関名 支払基金									
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 30px; height: 30px;">印</td></tr></table>	印								
印									